入　　札　　心　　得

佐賀県介護職員等による喀痰吸引等実施のための第三号研修業務委託の契約に係る入札その他の取扱いについては、佐賀県財務規則（平成4年規則第35号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札方法等）

１　入札の取扱いは、次のとおりとする。

（１）一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（２）入札書は、様式２により作成し、公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。

（３）郵便により入札を行う場合は、封筒の表に「令和７年度佐賀県介護職員等による喀痰吸引等実施のための第三号研修業務委託入札書在中」と朱書きした書留郵便にて郵送すること。この場合においては、公告又は通知書に示した場所及び時刻までに到達しなければならない。

（４）代理人が入札を行う場合は、当該代理人は入札前に委任状を提出し、入札書に記名しなければならない。

（５）入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

（６）入札参加者は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後２年間入札代理人とすることはできない。

（７）入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（８）入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（入札の取りやめ等）

２　入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。

（１）入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（２）天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

３　次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

（１）参加する資格のない者

（２）当該競争入札について不正行為を行った者

（３）入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

（４）入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した

者

（５）入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

（６）入札書の金額を訂正したものを提出した者

（７）入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

（８）民法（明治２９年法律第８９号）第９５条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

（９）一人で２以上の入札をした者

（10）代理人でその資格のない者

（11）佐賀県暴力団排除条例（平成23 年佐賀県条例第28 号）第２条第４号に規定する暴力団等

（12）上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（落札者の決定）

４　入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者を落札者とする。

（再度の入札）

５　再度の入札については、次のとおりとする。

（１）開札をした場合において、４の規定による落札者がない場合は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。ただし、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っていない場合は、別に定める日時において再入札を行う。

（２）無効入札をした者は、再入札に参加することはできない。

（３）再入札の執行回数は、２回（１回目の入札を含め３回）を限度とする。

（４）２回の再入札においても落札者がない場合は、２回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

（同価格の入札をした者が２人以上ある場合の落札者の決定）

６　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（異議の申立）

７　入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。